

地域雇用開発助成金（地域指定）のご案内

雇用が厳しい地域で事業所設置等をお考えの事業主様へ

地域雇用開発助成金は「同意雇用開発促進地域」及び「過疎等雇用改善地域」において、事業所の設置・整備に伴い、その地域の求職者を雇い入れた事業主に対して支給する助成金です。（創業の場合は支給金加算あり）

このたび、令和6年4月1日よりハローワーク大和高田管内地域が「同意雇用開発促進地域」に指定されました。指定期間は令和9年3月31日までの3年間となっています。

また、ハローワーク大和高田及びハローワーク桜井管内地域において「過疎等雇用改善地域」が指定されました。指定期間は令和7年3月31日までの1年間となっています。

指定地域での事業所設置・整備と求職者雇用をお考えの事業主様におかれましては、管轄のハローワーク又は奈良労働局助成金センターまでご相談ください。

同意雇用開発促進地域

（求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域）

ハローワーク	対象市町村	期間
大和高田	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日

過疎等雇用改善地域

（若年層・壮年層の流出が著しい地域）

ハローワーク	対象市町村	期間
大和高田	高取町、明日香村	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
桜井	宇陀市、曽爾村、御杖村、東吉野村	

※管轄ハローワーク及び奈良労働局助成金センターの連絡先は以下の通りです。

ハローワーク大和高田

TEL 0745-52-5801 (31#)

ハローワーク桜井

TEL 0744-45-0112

奈良労働局助成金センター

TEL 0742-35-6336